様式第32号（第26条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

身延町長　　　　　　　印

施設等利用給付認定通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定したので通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認　定子ども | 認　定　番　号 |  |
| ﾌ　ﾘ　ｶ　ﾞﾅ |  |
| 氏　　　　　名 |  |
| 生　年　月　日 |  |
| 保護者 | 住　　　　　所 |  |
| 氏　　　　　名 |  |
| 生　年　月　日 |  |
| 決　定　年　月　日 |  |
| 認　 定　 区　 分 |  |
| 有　 効　 期　 間 |  |
| 保育の必要性の事由 |  |
| この決定について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、身延町長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６月以内に、身延町を被告として（身延町長が被告の代表となります。）提起することができます。　保育の必要性の事由が妊娠・出産・就学・求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設利用費の支給対象となりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、本町の子育て支援課に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請してください。 |